

箱根山の噴火警戒レベル判定基準

令和7年3月28日

レベル	当該レベルへの引き上げの基準	当該レベルからの引き下げの基準
-----	----------------	-----------------

【居住地域に噴火による重大な災害を及ぼす現象が発生あるいは切迫】

次のいずれか観測された場合

- 5
・振幅の大きな火山性微動（二ノ平観測点上下成分で $500 \mu\text{m/s}$ 以上）の発生
・火山性微動あるいは地震の顕著な多発を伴う、非常に大きな傾斜変動（二ノ平観測点で 30 分あたり $20 \mu\text{rad}$ 以上など）の発生
・火碎流、火碎サージ、溶岩流の発生
・想定火口域から 600m 程度を超える大きな噴石の飛散

噴火が発生した場合には、噴火の終了後、活動状況を勘案し判断する

噴火が発生していないことが確認できた場合には、レベルを引き下げる

【居住地域に噴火による重大な災害を及ぼす現象の可能性】

次のいずれか観測された場合

- 4
・浅部でのマグマ活動を示すような低周波地震の多発あるいは傾斜変動
・非常に活発な地震活動（ごく浅い場所でマグニチュード 2 相当以上の地震が 1 時間あたり 10 回以上の割合で発生）
・想定火口域から 600m 程度近くまで達する大きな噴石の飛散

左記に該当する現象が観測されなくなり、1～2週間程度経過した場合に、活動状況を勘案し判断する

【居住地域の近く（想定火口域から 600m 程度以内）まで重大な影響を及ぼす噴火の可能性】

次のいずれか観測された場合

- 3
・傾斜変動を伴う火山性微動の発生
・多数あるいは継続時間 5 分を超える火山性微動の発生
・大きな噴石の飛散が想定火口域内に留まるような噴火の発生
・小規模な火口噴出型泥流（熱泥流）の発生
・浅部の低周波地震の増加
・地熱域の拡大や噴気活動の更なる増大

左記に該当する現象が観測されなくなって概ね 1 か月程度経過した場合

【火口周辺（想定火口域内）に影響を及ぼす噴火の可能性】

蒸気井暴噴や過熱蒸気の出現、規模の小さな噴出現象等、地熱や噴気活動に高まりがみられ、以下の現象が複数項目観測された場合

- 2
・カルデラ内の地震多発（目安：日地震回数が前 30 日平均で 3 回以上）
・浅部の低周波地震の発生
・微小な火山性微動の断続的な発生
・地殻変動観測（湯河原体積ひずみ計、傾斜計、GNSS、干渉 SAR 解析）で活動活発化を示す変化

地震活動が活発化前の状態に戻り（目安：日地震回数が前 30 日平均で 0.3 回程度以下）、かつ体積ひずみ計や GNSS 等の地殻変動データの変化がほぼ停滞した場合

- ここでいう「大きな噴石」とは、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。
- これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。
- レベルの引き上げ基準に達しない程度の火山活動の高まりや変化が認められた場合（例えばレベル 1 の状況において、噴気活動の活発化やレベル 2 の基準に達しない程度の地震活動の活発化等）などには、臨時の「火山の状況に関する解説情報」を発表することで、火山の活動状況の解説や警戒事項をお知らせする。
- 箱根山では、想定火口域から居住地域までの距離がかなり近く、防災的な観点から、噴火が発生した場合には、その規模より 1 段階大きい規模の噴火が発生する可能性があると考えてレベルを引き上げる。
- 以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後隨時見直しをしていくこととする。